

## 「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する会長声明

2018年（平成30年）4月26日

兵庫県弁護士会

会長 藤 掛 伸 之

2018年（平成30年）3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」という。）が閣議決定され、国会に提出された。

本改正案は、内閣府消費者委員会の2017年（平成29年）8月8日付答申書（以下、「委員会答申」という。）を受けたものであるところ、消費者被害の防止及び救済の拡充に資するものとして評価することができ、今通常国会における成立を求めるものである。

しかしながら、本改正案は、必ずしも委員会答申の趣旨を十分に踏まえたものではない。

当会は、「消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見」（2015年（平成27年）9月29日）を公表しているところ、本改正案の審議においては、次のとおり、委員会答申及び当会の意見の趣旨を十分に踏まえた所要の修正がなされることを求める。

1 委員会答申においては、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に高齢者、若年者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権が、喫緊の課題であるとして付言されたが、本改正案においては、このような取消権を創設する規定は設けられていない。知識・経験・判断力不足といった合理的な判断をすることができない事情を利用した勧誘行為により締結された契約を維持すべき理由はなく、高齢者や若年者等の消費者被害の現状に照らせば、その救済規定の導入の必要性は極めて高い。

したがって、合理的な判断をすることができない事情を利用した勧誘が行われた場合を広く救済できる消費者の取消権を導入するべきである。

2 本改正案は、契約締結過程に関する規律における困惑類型として、消費者が抱いている不安につけ込んだ勧誘や勧誘者に対して恋愛感情等を抱いていることにつけ込んだ勧誘を理由とする取消権を設けたが、その取消しの要件として、委員会答申にはなかった「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件を加えている。この要件が付されたことから、本取消権による救済対象のほとんどが若年者に限定されかねず、高齢者等がその対象から除外されるおそれがある。

したがって、この「社会生活上の経験が乏しいこと」との要件は削除されるべきである。

3 委員会答申では、消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」に関して、消費者の立証責任軽減のために、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合にはその額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けることが提言されていたが、本改正案にはこの推定規定が含まれていない。委員会答申は、「平均的な損害の額」の主張立証責任は消費者側が負うとする最高裁判決を前提としつつ、事業者側が立証のために必要な資料を保有していることが一般であることを踏まえて提言されたものであり、同号の規定を実効化するために必要不可欠のものである。この推定規定を立法しないことは委員会答申の趣旨を大きく損なうものといわざるを得ない。

したがって、上記推定規定を導入すべきである。

以上